平成２６年（フ）第６１号
茨城県つくば市観音台１丁目21番地20　グリーンパークＨＮＩ101号
債務者　田島多加予
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第９６号
茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1518番地114
債務者　木村　将也
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第９３号
長野県塩尻市大門並木町10番９号　竹原ハイツ３号
債務者　田中　雅子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第８３６号
名古屋市北区平安２丁目24番71号　キシモトマンション４Ｄ号
債務者　日比　克己
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９０５号
名古屋市守山区八反10番27号　第１水野コーポ101
債務者　宮元　　実
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８６号
三重県津市高茶屋６丁目１番20号　メロウ・ウィステリアＢ棟102号室、住民票上の住所三重県津市桜田町４番46号　小宮ハイツ205
債務者　吉川　祐輔
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４５号
滋賀県栗東市川辺490番地22
債務者　中村　直美
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６号
滋賀県野洲市野洲1708―１　ドリーム21―701号、住民票上の住所滋賀県蒲生郡日野町大字増田462番地３
債務者　谷元　真菜
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８８号
大津市坂本３丁目13番８号、前住所大津市見世２丁目１番35号
債務者　長谷川電気こと　長谷川弘之
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９８号
大津市神領１丁目７番14号
債務者　濵口　秀一
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２４号
滋賀県守山市勝部３丁目１番30―106号、前住所滋賀県彦根市高宮町896番地７　203号
債務者　大久保　進
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３８号
大津市大萱５丁目７番３号　レークハイツＢ205号
債務者　吉岡　万紀
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４４号
大津市昭和町14番12号　岡本方、前住所大津市大萱１丁目８番１号　あすなろハイツ101、前々住所静岡県浜松市中区春日町131番地の２アーバンライフ江西Ａ―101
債務者　遠藤　石野
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７５号
滋賀県野洲市行畑２丁目７番29―104号　ベルエーヌ野洲104号室
債務者　奥野はつ枝
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６号
鳥取県鳥取市卯垣５丁目60番地　Ｆ―19
債務者　細川　和宏
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２００号
広島市安佐南区祇園４丁目８番２―201号
債務者　和田　嗣美
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部